第八百四十九条第四項	労働者協同組合法第五十条において準用する第八百四十九条第四項	
第八百五十条第二項		同法第五十条において準用する第八百五十条第二項

6　前項の規定は、法第百二十三条において準用する法第九十四条第二項の規定により連合会の清算人について会社法の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項の表第三百八十一条第二項及び第三百八十五条第一項の項中「組合」とあるのは「連合会」と、同表第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の項及び第三百八十六条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の項中「労働者協同組合法第九十四条第二項」とあるのは「労働者協同組合法第百二十三条において準用する同法第九十四条第二項」と、「監査会設置組合以外の組合」とあるのは「連合会」と、同項中「労働者協同組合法第五十条」とあるのは「労働者協同組合法第百十八条第一項において準用する同法第五十条」と、「同法第五十条」とあるのは「同法第百十八条第一項において準用する同法第五十条」と読み替えるものとする。

7　法第九十四条第三項（法第五十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合及び法第百二十三条において準用する場合を含む。）の規定により清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合においては、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「労働者協同組合法第九十四条第二項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

（出資の割当てを受けることができない者）

第二条　法附則第八条第一項に規定する政令で定める者は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第十八条第一項の規定により組織変更（法附則第四条に規定する組織変更をいう。以下同じ。）前の企業組合（中小企業等協同組合法第三条第四号に掲げる企業組合をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）から脱退することとなる組合員とする。

（企業組合の組織変更の登記）

第三条　企業組合が組織変更をしたときは、法附則第五条第四項第七号に規定する効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、組織変更前の企業組合については解散の登記をし、組織変更後の組合については設立の登記をしなければならない。

2　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七十八条の規定は組織変更前の企業組合についてする前項の登記について、同法第七十六条及び第七十八条の規定は組織変更後の組合についてする同項の登記について、それぞれ準用する。

3　組織変更後の組合についてする第一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　組織変更計画書

二　定款

三　代表権を有する者の資格を証する書面

四　法附則第六条第三項の規定による公告及び催告（同条第四項の規定により公告を官報のほか中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号又は第三号に掲げる公告方法によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（特定非営利活動法人の組織変更の登記）

第四条　前条の規定は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人が組織変更をした場合について準用する。この場合において、前条第三項第四号中「附則第六条第三項」とあるのは「附則第十九条において準用する法附則第六条第三項」と、「中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号」とあるのは「特定非営利活動促進法第二十八条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

（組合等登記令の一部改正）

第五条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

労働者協同組合 労働者協同組合連合会	労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）	出資一口の金額及びその払込みの方法（会員に出資をさせない労働者協同組合連合会を除く。） 出資の総口数及び払い込んだ出資の総額（会員に出資をさせない労働者協同組合連合会を除く。） 公告の方法 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

法務大臣　古川　禎久
厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

水道法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百十号

水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四十五条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「一万六千八百円」を「二万三百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄